

長野市行政改革推進審議会について

1 審議会の位置づけ

本市の行政改革の推進に関する事項について調査及び審議する機関として、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき、長野市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）を設置（別紙1）。

2 審議会が担任する事務

市長の諮問に応じ、行政改革の推進に関する事項について調査及び審議すること。

(1) 行政改革大綱等に関する審議

本市の行政改革に取り組む指針となる長野市行政改革大綱の策定及び、同大綱の具体的な取組について市が定める実施計画の進捗管理



将来にわたり、適切な行政サービスを提供できるよう、本市を取り巻く環境の変化や課題に的確に対応しながら、持続可能な財政基盤の確立と効果的で効率的な行政運営につなげる本市の考え方及び具体的な取組について、審議いただきます。

(2) 行政評価の外部評価

行政の施策、事務事業を一定の視点により客観的に評価し、事務改善や施策の推進、分かりやすく透明性の高い市政運営につなげていくために実施（対象は事務事業）



主要事業のうち、市に裁量のある事業を対象に実施した事務事業評価の結果から、成果の上がっていない事業や市民ニーズの変化に合わせて見直しがなされていない事業などについて、事業の有効性や効率化、整理統合等の観点で評価していただきます。

- | | |
|-----------|--|
| 3 委員の任期 | 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間 |
| 4 審議会の回数等 | 別紙2のとおり |
| 5 開催時間の目安 | 1回当たり2時間程度 |
| 6 委員報酬 | 長野市特別職の職員の給与に関する条例に基づき、報酬日額7,000円 ※ 源泉徴収させていただきます。 |